

公正取引委員会・中小企業庁共同開催 ～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会の御案内

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合があります。

つきましては、公正取引委員会・中小企業庁共同で改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）についての改正ポイント説明会を開催いたしますので、御多忙の折に誠に恐縮ではございますが、御出席を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、同説明会は、9月に開催した説明会と同一の内容となっております。

記

1. 開催概要：

- 令和7年10月14日（火） 10時30分～12時00分
 - 対面またはオンライン配信（YouTube Live）形式での開催（※対面は定員が200名となっており、先着順となっております。定員となった場合、対面での御参加申込は〆切とさせていただきます、YouTube Liveでの配信を御視聴いただく形となりますので御了承ください。）
- ※10月10日（金）午後をメドに、事前にお申込いただいたメールアドレス宛にYouTube Liveのリンクをお送りします。

2. 次第：

① 改正下請法（取適法）の改正ポイント説明（40分）

説明者：公正取引委員会 事務総局 企業取引課 課長補佐 大吉 規之

②改正下請振興法（振興法）の改正ポイント説明（20分）

説明者：中小企業庁 事業環境部 取引課 課長補佐 高橋 諄

③質疑応答（30分）

3. 申込方法：下記の登録フォーム／QRコードより、お申込みください。

（申込締切：10月10日（金）10時まで）

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo04/022>



【本件担当】

中小企業庁 事業環境部 取引課（担当：新川・千葉・保田）
公正取引委員会 事務総局 企業取引課（担当：上續・立和田・兒玉）

（問合せ先）TEL：03-3501-1669